

協会活動報告

(平成 23 年版)

社団法人 投資信託協会

■平成 23 年協会活動報告

〔1〕公正性・信頼性確保のための自主規制業務

- (1) 「投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令」に対応した規則の整備…………… 1
- (2) 販売・勧誘態勢の一層の充実を図るための対応…………… 1
- (3) 会員調査に関する活動…………… 3
- (4) 正会員向けコンプライアンス研修会の実施…………… 4

〔2〕投資信託の啓発・普及活動

- (1) 講演会・セミナー・講師派遣の実施…………… 5
- (2) 大学における寄附講座の開設…………… 6
- (3) 証券知識普及プロジェクトにおける活動…………… 7
- (4) ホームページのコンテンツの充実…………… 9

〔3〕投資信託に係る制度への対応

- (1) 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランへの対応…………… 11
- (2) 平成 24 年度税制改正要望等…………… 12
- (3) 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について…………… 13

〔4〕国際的な活動

- (1) 米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) の直近の動向…………… 15
- (2) 第 16 回アジア・オセアニア会議への参加…………… 17
- (3) 第 25 回国際投資信託会議への参加…………… 17

〔5〕その他

- (1) 公益法人制度改革への対応…………… 19
- (2) 投信総合検索システムの開発…………… 19
- (3) 「金融・資本市場統計整備懇談会」への対応…………… 20
- (4) 投資信託に関するアンケート調査報告書の公表…………… 21
- (5) 当協会における質問・苦情相談内容の公表…………… 22
- (6) 東日本大震災に係る対応…………… 23

- 〔6〕平成 23 年各種説明会及び研修会の開催状況…………… 25

〔1〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

(1) 「投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令」に対応した規則の整備

企業会計基準委員会が公表した「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等を踏まえ、平成23年7月8日付で「投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行されるとともに、「投資法人の計算に関する規則」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」が改正された。

会計上の変更及び誤謬の訂正があった場合には、それらを過去に遡って処理し、その影響額を当期首にまとめて反映させるというのが趣旨である。事業会社とともに投資法人も対象となっていることから、不動産投信専門委員会でこれらへの対応について検討を重ね、平成23年9月15日付で「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」及び「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正を行った。

具体的な改正内容は次のとおりである。

1. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第26条中「前期末」とあるのを「当期首」に改める。
2. 「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」資産運用報告の様式(19)中「前期末積立金残高」とあるのを「当期首積立金残高」に、(21)及び(22)中「前期末残高」とあるのを「当期首残高」に改める。
3. 資産運用報告の様式(29)の損益計算書様式の「前期繰越利益」の次に、「遡及適用前前期繰越利益又は遡及適用前前期繰越損失」、「遡及適用影響額」、「前期繰越利益又は前期繰越損失合計」を加える。
4. 資産運用報告の様式(29)の投資主資本等変動計算書様式の各項目中「前期末残高」とあるのを、「当期首残高」に改め、「当期首残高」の次に「遡及処理の累積的影響額」、「遡及処理後当期首残高」を加える。

(2) 販売・勧誘態勢の一層の充実を図るための対応

金融庁から、平成22年11月25日に「平成22事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針」の改訂について」の中で、「①新興国の株式・債券を対象としたファンドや通貨選択型ファンド、毎月分配型ファンドなどの投資信託の販売に当たって、各々の商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているか、②投資信託の販売や解約に際し、損益や販売・解約に当たっての手数料、信託報酬をはじめとする費用等、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について適切な説明が行われているか、等について重点的に検証する。」旨の改訂が公表された。

この改訂に対処するため、日本証券業協会では「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において、上記監督方針改訂の趣旨を踏まえ、特に「毎月分配型」や「通貨選択型」と呼ばれる投資信託の販売・勧誘時における商品説明のより一層の充実策についての検討がなされた。同ワーキング・グループ

における検討の結果を踏まえ、同協会及び金融庁から当協会に対し、ワーキング・グループで検討した内容を交付目論見書へ盛り込むことについて検討願いたい旨、要請があった。

これを受け、開示専門委員会で検討を重ね、平成 23 年 7 月 21 日付で、「毎月分配型」及び「通貨選択型」の交付目論見書に盛り込むべき事項の記載例及び記載上の留意事項を取りまとめ、会員通知を行った。その後、会員通知を行った内容を盛り込んだ「交付目論見書の作成に関する規則」等の改正案を策定し、平成 23 年 9 月 9 日から平成 23 年 10 月 7 日までの間で意見募集を実施した後、平成 23 年 11 月 17 日付で同規則等の一部改正を行った。

主な改正内容は以下のとおりである。

1. 通貨選択型投資信託等においては、その定義を定め、ファンドの仕組みと収益源を理解できるイメージ図を記載し、分配方針の記載に際しては将来の分配金が保証されているものでない旨を記載すること
2. 毎月分配型及び隔月分配型投資信託においては、(1)分配金が純資産から支払われる旨、(2)分配金が収益を超えて支払われる場合がある旨、(3)分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合がある旨を、イメージ図を用いて記載すること
3. 投資リスクの項目中に記載する基準価額の変動要因については、冒頭において、(1)ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨、(2)投資信託が元本保証のない金融商品である旨、及び(3)投資信託が預貯金と異なる旨を記載し、記載に当たっては投資リスクの冒頭以外の事項に記載する文字より目立つように工夫して記載すること
4. 「ファンドの費用・税金」における「購入時手数料」、「信託財産留保額」、「運用管理費用（信託報酬）」、「換金時の手数料」の記載に当たっては、目立つように工夫して記載すること

さらに、当協会では、①欧州や新興国を取り巻く環境が激変する等、金融市場、とりわけ為替市況の急激かつ大幅な変動により、「通貨選択型投資信託、毎月分配型投資信託」等の基準価額や分配金額にも従来に増した変動が見られている状況を考慮するとともに、②平成 23 年 8 月 26 日に金融庁が公表した「平成 23 事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針」において、顧客保護と利用者利便の向上として、(1)勧誘・説明態勢等、(2)商品販売後の顧客管理等が掲げられたことを踏まえ、平成 23 年 11 月 17 日付で「販売・勧誘態勢等に係る検討委員会」を設置し、投資信託の販売・勧誘態勢等の一層の充実等を図るための投資信託委託会社としての対応策について鋭意検討を重ね、とりまとめた対応策について、平成 23 年 12 月 16 日付で会員通知を行った。

主な内容は以下のとおりである。

1. 投資信託委託会社が作成する「目論見書」及び「運用報告書」等の作成に当たり、「特別分配金」という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示する。さらに公募追加型株式投資信託の運用報告書においては、分配原資の内訳を記載する。
2. 交付目論見書の作成に当たっては、(1)毎月分配型投資信託及び隔月分

配型投資信託において、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法における説明の例示として、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様である。」旨を追加する。(2)通貨選択型投資信託等については、その分配方針において、「安定」又は「安定的」の用語は表示しないこととする。

3. 投資信託委託会社は、安定的に継続して分配を行うことを前提とする投資信託（原則、「毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託」）について、(1)分配金を決定するまでのプロセス、(2)分配金を決定するに当たって考慮すべき事項、(3)分配金決定に当たっての基本的考え方を盛り込んだ運営マニュアル等の整備を行い、当該運営マニュアルに基づく運営の徹底等を図ることとする。

(3) 会員調査に関する活動

① 平成 22 年度（平成 23 年 1 月から 3 月）の会員調査

平成 22 年度については、平成 22 年 3 月 31 日に会員に周知した会員調査方針・計画に基づき正会員に対する立入調査を実施したが、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生したため、平成 23 年 3 月実施分を 4 月にずらしたものの、計画どおり合計 12 社（平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月）の調査を実施した。なお、平成 22 年度調査結果の上期分を平成 23 年 3 月 25 日に、通期分を同年 8 月 11 日に各会員に周知した。

また、平成 22 年 11 月 20 日を基準日として実施した第 4 回アンケート調査は、その結果を取りまとめて、平成 23 年 8 月 15 日に各会員に周知した。

② 平成 23 年度（平成 23 年 4 月から 12 月）の会員調査等

平成 23 年度については、平成 23 年 3 月 31 日に会員に周知した会員調査方針・計画で示したとおり、当協会の平成 23 年度事業計画の「I. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動」の、「(2) 正会員における法令・自主規制規則の遵守状況、コンプライアンス態勢の整備実態等を会員調査等により把握し、適切な指導に努めるとともに、正会員向けコンプライアンス研修会の実施及び調査結果の情報還元等により事前予防効果を高め、正会員の自己規律能力の維持・向上、投資者保護の強化に資する。」こととし、これに向けて正会員に対する立入調査を効率的・効果的に実施するなどによって、正会員の業務運営の更なる向上を図り、投資運用業の健全な発展及び投資者の保護に資するべく努めることとした。

立入調査については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による調査先への影響等を勘案しつつ弾力的に実施することとしたため、7 月から 9 月の 3 ヶ月分については中止した。この結果、平成 23 年 4 月から 12 月

までの期間における調査は、5社となった。

また、平成23年11月には、第5回アンケート調査を実施したほか、正会員の法令等遵守態勢の充実・強化を図るため、引き続き四半期毎に、当協会に報告のあった法令違反等の事例をとりまとめ、その概要や管理体制の改善状況等について匿名の形で正会員に周知した。

さらに、証券取引等監視委員会からの要請を受け、四半期毎に、金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項を各会員に周知した。

(4) 正会員向けコンプライアンス研修会の実施

- ① 平成23年10月31日(月)に正会員のコンプライアンス担当者を対象とした研修会を以下のとおり開催した。

I部「証券検査を巡る最近の動向について」

講師：証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長 外崎 亮氏

II部「平成22年度会員調査結果について」

講師：協会事務局

会場：東京証券会館9階 第一会議室

出席者：190名

- ② このほか、正会員の要請に応じて、資産運用会社のコンプライアンスに係る研修会(8社8回)に、協会事務局職員を講師として派遣した。

〔2〕投資信託の啓発・普及活動

(1) 講演会・セミナー・講師派遣の実施

① 投信フォーラム 2011 の開催

啓発・普及事業の一環として、平成 23 年は、21 年、22 年に引き続き、地方新聞社、全国地方新聞社連合会との共催による「投信フォーラム 2011」を開催した。

講演会の形式は、第一部が各開催地で知名度の高い著名人による特別講演、第二部がファイナンシャルプランナーによる投資信託セミナー及び運用会社の専門家が答えるコーナー（FP との対談）の二部構成とした。

なお、本講演は、金融庁、金融広報中央委員会、財務省各地方財務事務所、東京証券取引所グループ、大阪証券取引所、信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、日本損害保険協会、不動産証券化協会、共同通信社から後援をいただいた。

開催の概要は以下のとおりである。

イ. 投信フォーラム 2011 in 松江

主 催：投資信託協会、山陰中央新報社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 23 年 6 月 18 日（土）

会 場：くにびきメッセ 国際会議場

テーマ：第一部「まだ見ぬ自分を信じて～失敗を恐れず果敢にチャレンジしよう～」(キャスター・エッセイスト 福島敦子氏)

第二部「資産運用の基本と投資信託の活用方法～「良いファンド」「良くないファンド」の見分け方～」(神戸 孝氏)
運用会社の専門家との対談

参加者数：320 名

ロ. 投信フォーラム 2011 in 金沢

主 催：投資信託協会、北國新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 23 年 11 月 12 日（土）

会 場：北國新聞赤羽ホール

テーマ：第一部「世界の金融事情とこれからの日本」(国際ジャーナリスト 蟹瀬誠一氏)

第二部「一生使える！投資信託との付き合い方」(野尻美江子氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：300名

ハ. 投信フォーラム 2011 in 熊本

主催：投資信託協会、熊本日日新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成23年12月3日（土）

会場：くまもと森都心プラザ プラザホール

テーマ：第一部「夢の実現」（シンガーソングライター 樋口了一氏）

第二部「若い世代ほど深刻！どうなる年金、どうする老後資金～投資信託を活用した資産形成法～」（和泉昭子氏）

運用会社の専門家との対談

参加者数：311名

② タイアップセミナー

未経験者を対象に投資信託の基礎知識から実践編までわかりやすく解説する「投資信託基礎講座」を、NPO エイプロシス（特定非営利活動法人投資と学習を普及・推進する会）との共催により、毎月1回東京都内（中央区茅場町、八重洲、銀座）で開催（平成23年3月の開催は東日本大震災の発生により中止）した。なお、平成23年における延べ受講者数は396名であった。

③ 講師派遣の実施

投資信託の知識と理解の向上を目的に、消費生活センター、大学、確定拠出年金導入企業等からの要請に応じて、市民、学生、企業従業員、消費生活相談員等を対象としたセミナーや講座へ講師を派遣した。なお、平成23年の派遣実績は、9件、延べ受講者数は610名であった。

（2）大学における寄附講座の開設

当協会と日本証券投資顧問業協会は、教育機関における証券投資教育の一助となるべく、平成17年より東西の主要大学において寄附講座を開設している。平成23年は、早稲田大学、一橋大学、大阪大学、京都大学、神戸大学の5校で実施した。

それぞれの大学で講義の内容は若干異なるが、凡そ資産運用の歴史的経緯、機能、社会的位置付を概観し、ポートフォリオ理論を踏まえながら、投資信託やヘッジファンド、不動産証券化商品などの金融商品の仕組みや特性を説

明する内容に加え、アセットマネジメントビジネスの実態に至るまで幅広い分野が学べる。社会に羽ばたく前の学生にとっては、資産運用に関する知識だけでなく数多くの実務家から多面的な実務が学べる貴重な機会でもあり、学生の資産運用ビジネスへの関心を高める契機にもなっている。

各大学における講座の概要は、以下の通りである。

<早稲田大学>

講義名：アセット・マネジメント(資産運用)の世界

開設期・回数：後期・全 15 回

受講者数：499 名

<一橋大学>

講義名：アセットマネジメント論

開設期・回数：後期・全 15 回

受講者数：106 名

<大阪大学>

講義名：アセットマネジメントの理論と実務

開設期・回数：前期・全 13 回

受講者数：114 名

<京都大学>

講義名：アセットマネジメントの実務と法

開設期・回数：後期・全 13 回

受講者数：342 名

<神戸大学>

講義名：アセットマネジメントの理論と実務

開設期・回数：前期・全 14 回

受講者数：250 名

(3) 証券知識普及プロジェクトにおける活動

当協会、日本証券業協会、東京証券取引所グループ等の証券 8 団体で構成する「証券知識普及プロジェクト」は、中立・公正な立場から、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に、学校における金融経済教育に役立つ各種学習教材の提供、一般消費者向けのセミナーや講演会の開催等、多岐にわたる活動を行っている。

平成 23 年における主な取組みは、以下のとおりである。

① 学校向け教育・啓発事業

イ. 学校向け教育教材の制作

生徒の金融リテラシーの向上を図ることを目的に、学校向け教育教材を提供しているが、平成24年4月から実施される新学習指導要領では、より短時間で取り組める教材が必要となることから、新たに中学生向けの体験型教材（「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状～」）を制作（提供は平成24年4月を予定）した。

ロ. 教育関係者向け広報活動

証券界が取り組む学校向け証券知識の普及・啓発活動や、金融経済教育の必要性、提供教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、教育関係者向け「金融経済教育フォーラム」を、平成23年12月から平成24年1月にかけて全国10都市で開催し、463名の参加を得た。教育現場における金融経済教育を充実させるため、学校向け情報誌「レインボーニュース」を毎学期作成し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等約19,000件送付した。

② 「投資の日」記念イベント等の開催

一般市民の金融リテラシー向上を目的に、10月4日の「投資の日」を中心に、「あしたのために、投資を学ぼう。」をキャッチコピーに掲げ、投資未経験者を主な対象とした講演会、セミナー等のイベントを全国各地で開催した他、全国的なラジオ放送を中心に各種メディアを活用した展開を行った。

イ. 全国統一ラジオイベント等

日頃、証券投資になじみのない投資未経験者を主な対象に、9月～11月の3ヶ月間、証券投資の基礎に関するラジオ番組をTBS系列全国33局で放送した。また、放送後も番組内容を聴取することができるよう、ポッドキャストを掲載した。

加えて、ラジオ番組と提携したセミナーを全国9会場で実施（1,239名参加）するとともに、セミナーの様子を地元新聞に採録として掲載し、当日参加できなかった方々に対しても金融・証券知識の普及・啓発を図った。

ラジオ提携セミナーのほかにも、各地区で地区の特色を活かした普及・啓発イベントを開催し、全国6地区12都市18会場で、3,501名の参加を得た。

ロ. お江戸日本橋 金融・証券の街ウォーキング

昨年好評だった、日本橋・兜町界隈の金融関連施設・史跡を巡る「お

江戸日本橋「金融・証券の街ウォーキング」について、休日開催を増やして実施した（全 16 コース、275 名の参加）。

ハ. 事後調査の実施

講演会やセミナー開催に当たっては、イベント当日にアンケート調査を実施し、参加者の属性や証券投資への興味・関心を調査しているが、本年はイベントの効果測定として、イベント参加後の投資行動等に関する調査も実施した。

(4) ホームページのコンテンツの充実

平成 23 年においても啓発・普及活動のための重要なツールとして、刊行物の発刊とともに Web サイトの充実に力を入れた。Web サイトを通じた情報発信については、新規閲覧者の開拓や既閲覧者の再訪により利用者数の拡大を目指すことを目的に、新規コンテンツの充実を図った。

新規コンテンツは、興味喚起編及び理解ナットク編から構成された特設ページとなっているが、理解の深度を高めるため、既存コンテンツへの循環を容易にするための工夫、情報の拡散を狙った SNS の仕組みも取り入れている。

興味喚起編は、平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月まで毎月 1 回、投資やお金に対する考え方、ライフプランなどに関する著名人インタビューを掲載し、理解ナットク編は、ファイナンシャルプランナーなどの専門家による J-REIT・ETF の基礎やその特徴、魅力、活用方法などの解説記事を掲載している。

なお、新規コンテンツを公開する際には、効果的な誘導を図るためのテキストバナー広告も出稿し、情報の周知を図っている。

著名人インタビュー記事及び専門家による解説記事の概要は以下のとおりである。

<第 1 回>経済アナリスト 森永卓郎氏

「お金に縛られないためにもやっぱりお金は大切です」

<第 2 回>俳 優 細川茂樹氏

「人生のリスク管理を教えてくれた投資との出会いに感謝しています」

<第 3 回>女 優 田中律子氏

「社会に役立つような投資の形がもっと広がってほしいですね」

<第 4 回>書道家 武田双雲氏

「書を通して思いや感動を伝えることが僕にとっての投資です」

<第5回>スポーツジャーナリスト 増田明美氏

「目標に向かって焦らずに進むマラソンと投資信託は似ていますね」

<教えて！J-REIT >ファイナンシャルプランナー 深野康彦氏

「不動産投資信託も資産運用の選択肢のひとつに」

<教えて！ETF >投資アドバイザー カン・チュンド氏

「入門者もプロも使えるETFの魅力をもっと伝えたい」

〔3〕 投資信託に係る制度への対応

(1) 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランへの対応

平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」において、7つの戦略分野の一つとして「金融戦略」が掲げられ、その「新成長戦略の実行計画（工程表）」において、投資信託・投資法人法制の見直しが盛り込まれた。

その後、平成 22 年 12 月 24 日金融庁が「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて」を公表し、その中で「投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討」として、

「近年の投資信託商品の多様化及び REIT を巡る諸問題を踏まえた様々な論点について、投資信託・投資法人法制にかかる実態及び課題等の把握を進め、有識者等の意見も踏まえつつ、幅広い観点から見直しの検討を行い、平成 25 年度までに制度整備の実施を行う。」

ことが謳われた。

当協会ではこの見直しに当たっての要望項目を整理するため、会員に対し法令改正要望についての意見募集を行うとともに、政策委員会及びその下の専門委員会において検討を行い、取りまとめた要望項目を平成 23 年 6 月 17 日に金融庁総務企画局長へ提出した。

主な要望項目は以下のとおりである。

1. 投資信託関係

- ・ 運用報告書の記載内容の整理と交付方法の改善
- ・ 金銭信託規定の例外事例の拡大
- ・ 重大な約款変更手続きの合理化
- ・ 簡易併合手続きの創設
- ・ 投資信託に係る金融商品取引法上の開示規制の見直し
- ・ 運用財産相互間取引に係る適用除外範囲の拡大
- ・ 株式等の公開買付け規制の適用除外
- ・ 確定拠出年金制度の拡充
- ・ 個人奨学金口座の創設

2. 投資法人関係

- ・ 無償減資を実施するための減資手続きの明確化
- ・ 有償減資を実施するための減資手続きの明確化

- ・自己投資口取得の解禁
- ・増資時の空売り規制の導入
- ・投資法人において、税法で定める配当要件（90%超配当要件）を満たし分配を行った場合には、当該投資法人の当該期に上げた収益については法人税の課税を免除し、分配後に投資法人に残された残余の未払い収益について法人税の支払が発生することなく内部積立を可能すること
- ・投資法人の資産譲渡益の内部留保を可能とする導管性要件の緩和、損金算入措置の導入

本件については平成 25 年度の法令改正に向け、専門委員会等で引き続き対応している。

（２）平成 24 年度税制改正要望等

平成 23 年は、平成 24 年度の税制改正要望以外にも東日本大震災に係る復興特別所得税の導入や社会保障・税に係る番号制度の導入の検討等の議論が行われた。

① 平成 24 年度税制改正要望

平成 24 年度税制改正要望については、政策委員会の下「投資信託の税制に関する専門委員会」及び「投資法人の税制に関する専門委員会」において検討を行い、会員向け意見募集を行った上で機関決定を行い、日本証券業協会、全国証券取引所と連名で要望を取りまとめ、金融庁及び国土交通省等、関係者に提出した。投信関係の主な要望事項については以下の通りである。

- ・金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置
- ・個人投資者の利便性等に配慮した日本版 ISA の簡素化等に係る措置
- ・ETF（特定株式投資信託）の償還に係る税制措置
- ・投資法人等に係る宅地等取引の場合の不動産取得税の軽減措置の延長
- ・投資法人に課されている支払配当損金算入要件の一つである SPC 等への出資規制を撤廃又は緩和すること
- ・投資法人において、90%超配当要件を満たした場合における税制措置
- ・確定拠出年金制度に係る税制措置（災害時中途引き出し等を含む）

これを踏まえ、金融庁及び国土交通省は、

- ・一体化の関連として公社債等に対する課税方式の変更及び金融商品に

係る損益通算範囲を拡大すること

- ・土地・住宅に係る不動産取得税の軽減税率（本則 4%→3%）の延長
- ・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(1/2)の延長

を取り上げ、財務省に要望した。

平成 23 年 12 月 10 日、平成 24 年度税制改正大綱が公表されたが、本年は災害復興関係の税制措置が最優先で手当されることとなった。こうした中、証券界の要望については、日本版 ISA の簡素化について、部分的に要望が認められたほか、投資法人に係る不動産取得税の軽減措置が 3 年間延長されることとなった。なお、金融所得の一体化に係る要望については引き続き検討事項とされた。

② 社会保障と税の一体改革について

政府は平成 23 年 6 月 30 日付で「社会保障・税一体改革成案」をとりまとめ、その中に社会保障・税に関わる共通番号の導入等が謳われた。その後、12 月 5 日に政府税制調査会に設置された「社会保障・税一体改革作業チーム」において「社会保障・税一体改革素案」のとりまとめに向けた検討が進められ、同素案は平成 24 年 1 月 6 日に閣議決定された。

当協会では、こうした政府における検討を踏まえ、金融庁や日証協等と連携しながら、専門委員会において検討を進めている。

③ 復興特別所得税について

平成 23 年 12 月 2 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成 25 年 1 月より平成 49 年 12 月末までの 25 年間、復興特別所得税として 2.1%の税率が所得税額全般に課されることとなった。

投資信託・投資法人については、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われる利子所得に係る源泉徴収税率が 15%から 15.315%に、上場株式等の配当及び源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率が、7%から 7.147%に変更される見込みであり（本則税率適用後は 15.315%）、本件に係る実務的な対応について専門委員会で検討を進めている。

(3) 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について

① 制度の検討経緯、概要

近年、複雑化・多様化・多発化する消費者被害について、とりわけ少額同種の被害に係る紛争解決を図る観点から、消費者委員会の下に設置された専門調査会は平成 23 年 8 月に報告書（「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」）を取りまとめた。

本制度において、訴訟を担うのは内閣総理大臣が認定した「特定適格消費者団体」であり、対象となる権利は消費者と事業者との間に消費者契約が存在する場合における、消費者の事業者に対する不当利得返還請求権等である。

② 当協会の対応

当協会は、本制度の検討過程において、有価証券報告書等の虚偽記載を制度の対象とすべきかどうかについて「引き続き検討」とされ、今後の議論の方向性によっては、投資信託への影響も考えられたことから、政策委員会及び「投資信託の制度に関する専門委員会」で検討し、金融庁や日本証券業協会とともに対応した。

また、当協会は平成 23 年 12 月 27 日、

「投資信託や投資法人は、商品の組成・運営にあたり「投資信託及び投資法人に関する法律」や「金融商品取引法」等の適用を受け、募集・販売等は内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業者及び登録金融機関が行い、「金融商品取引法」及び「金融商品販売法」等の適用を受け、既に十分な投資家保護の規制が措置されていることから、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の対象から外すべきである」

旨の意見書を、消費者庁に提出した。

〔4〕 国際的な活動

(1) 米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) の直近の動向

イ. 米国において、追加雇用対策法の一部として外国口座税務コンプライアンス法(以下、「FATCA」という。)が平成 22 年 3 月 18 日に制定されて以降、当協会は同年 8 月 27 日、同 11 月 1 日に米国政府へ意見を提出してきたところである。

(注) FATCA とは、米国(法)人が、米国外の金融資産を通じて米国資産に投資した場合の米国(法)人に関する報告義務の強化を目的とした新しい源泉徴収制度であり、米国 IRS (内国歳入庁) と契約を結んだ外国金融機関 (以下、「参加 FFI」という。)に、金融口座保有者の中に米国(法)人が存在しているかどうか等、一定の報告義務等を求める制度である。日本の投資信託も外国金融機関の対象に含まれると解されている。仮に、日本の投資信託が IRS と契約を締結しない場合は、不参加 FFI 又は非協力的顧客となり、米国より支払われる米国源泉の利子・配当・証券の売却代金(グロス)等に対するパススルー額に対して 30%の源泉徴収が課されることになる。

ロ. 平成 23 年 4 月 8 日、IRS は、FATCA に関する第二次ガイダンスを公表した。この公表されたガイダンスにより、従来不透明であったパススルー率の概念(パススルー率は、一定の複雑な算式のもとに算出する米国資産が総資産に占める割合)やその適用要件(参加 FFI 等はパススルー率を四半期ごとに計算する。パススルー率を公表しない参加 FFI 等のパススルー率は 100%とする。)等が明らかとなり、口座を管理する金融機関にとって、米国(法)人を特定する作業や源泉徴収の困難さとともに、実務上困難な内容であることが明らかになった。

ハ. 当協会は、日本の投資信託は、租税回避リスクの低い商品であることから、FATCA の適用除外を要望してきたところであり、平成 23 年 5 月 6 日には当協会副会長がコンサルティング会社とともに IRS を訪問し、平成 22 年 11 月の当協会意見書に沿って、日本の投信業界の実情を説明した。

これに対し IRS は、日本の投資信託は、租税回避リスクの低いものであることに理解を示したものの、FATCA の対象から除外することについて

は、パススルー率を他の FFI に提供する必要がある観点から難色を示すとともに、パススルー率について、多少の変更はともかくこれを撤廃することはあり得ない等の感触を示した。

ニ. 平成 23 年 6 月 7 日、当協会は、FATCA 第 2 次ガイダンスに対する意見書を提出し、その中では、主に、以下の 2 つの点を要望した。

1. 日本の投資信託は、日本の国内法（投資信託及び投資法人に関する法律）により設立されたものであり、日本の金融当局の監督を受けている等の点から、FATCA 1471 条の(f)「EXCEPTION FOR CERTAIN PAYMENT」の(4)の米国人による租税回避リスクの極めて低いローリスクに該当するものと考えられ、適用除外となることが適当である。
2. パススルーペイメントについて、投資信託は、FATCA 上金融口座に該当しないこと、また、実務上実行不可能な計算となること等を理由に、計算・公表の対象から除外すべきである。

ホ. FATCA 第 2 次ガイダンスに係るパブリック・コメントをみると、各国とも、パススルー率について反対意見を出し、また、ローカルバンク要件を限定し過ぎている点、平成 25 年に実施としている FATCA への経過措置を設ける点等の要望がなされている。

ヘ. 平成 23 年 7 月 13 日、IRS は、第 3 次ガイダンスを公表した。それによれば、FATCA に係る契約締結時限を平成 25 年 6 月末まで延長し、パススルーペイメントは、早くても平成 27 年の支払い分からの適用とする等の経過措置がとられた。

ト. このような情勢の中、海外においては、EFAMA(欧州投信協会)が、Restricted Funds(米国人への販売規制をベースにして、販売会社のうち不参加 FFI について米国人への販売を禁止するファンドと定義)へのパススルー源泉徴収除外の要望を行っている。このことに関し、平成 23 年 9 月 20 日にスウェーデンのストックホルムで開催された国際投信会議(IIFA)において、FATCA に係る議題が議論された際に、当協会より、EFAMA が提案している Restricted funds について、EU 諸国に居住している米国人も含んで販売を禁止するのか等、米国人に係る居住性の考え方に関する件等について確認を行っている。

チ. 平成 23 年 10 月、11 月に米国財務省の関係者が来日し、意見交換を実

施した。その際、当協会副会長より、「FATCA は税の問題だけでなく日米の資金の流れに関わる問題であり、FATCA が現在の姿で実施されると、日本からの米国債をはじめ米国金融商品への投資は間違いなく discourage され、米国マーケットに与える影響がはかりしれない。」という観点を中心に主張を展開した。

これに対し、米国財務省の関係者からは、年末を目途に FATCA 規則案の公表を予定していることや日本を始め数カ国で国籍情報がセンシティブ情報であり、現状各金融機関で実施されている顧客確認手続き以上の追加的な手続きを求めるつもりはない方向で検討していること、パススルーペイメントに係る計算方法の簡便化を含んだオプションについて検討していること等の発言がなされた。

(2) 第 16 回アジア・オセアニア会議への参加

第 16 回アジア・オセアニア会議は、平成 23 年 4 月 4 日から 6 日、シンガポールで開催された。参加協会はオーストラリア、バングラディシュ、ブルネイ、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイの 14 協会。当協会からは副会長が出席し、下記の 5 項目からなる議題について活発な議論を行った。また副会長は、東日本大震災に対する各国からの支援やお見舞いに対し感謝の辞を述べた。

議題 1 メンバー・レポート

議題 2 運用会社と販売会社の双方が満足のいく関係の構築

議題 3 変化する規制環境-業界の成長をいかにサポートするか

議題 4 顧客の投資ニーズの変化--直面する課題

議題 5 人的資本の開発--マンパワーの動向と人材管理

(3) 第 25 回国際投資信託会議への参加

第 25 回国際投資信託会議及び国際投資信託協会の年次総会は、平成 23 年 9 月 19 日から 21 日、スウェーデンのストックホルムにおいて開催された。参加協会はヨーロッパ、アメリカ、アジアの各地域から 38 の国と地域の投資信託協会が参加した。本年は以下の 4 点が主要課題として掲げられ、活発な議論が行われた。

- ・政治や規制の変化に対するファンド業界の挑戦
- ・人口構造の変化が実体経済、貯蓄、年金に与える影響
- ・コーポレートガバナンスと責任投資の重要性

- ・投資家とのコミュニケーション

上記二つ目の論点に関連して、当協会は「ファンド業界の長期的な挑戦」というパネルディスカッションに参加した。

なお、次回の同会議は平成 24 年 10 月に南アフリカで開催される予定である。

〔5〕 その他

（1） 公益法人制度改革への対応

新公益法人制度改革関連法施行に伴い、当協会は、平成 25 年 11 月までに「公益社団法人」又は「一般社団法人」のいずれかを選択し、移行することが求められていることから、当協会では以下のような対応を行った。

イ. 6 月 30 日に開催した定時総会において、「公益社団法人への移行認定申請の承認を求める件」を附議し、承認が得られたことから、7 月 25 日付で内閣府公益認定等委員会に対し、公益社団法人への移行認定を申請した。

ロ. その後、内閣府公益認定等委員会事務局との間で、公益社団法人への移行に向けた調整を行ってきたが、平成 24 年 2 月に至り、同委員会から、当協会が行っている事業の中に、公益事業と共益事業が混在しているものがあり、これを控除すると、法定の公益目的事業比率を満たせなくなるとの見解が示された。

ハ. このため、平成 24 年 2 月 16 日に開催した理事会において、上記内容を報告するとともに、今後の対応について審議した結果、公益認定申請を取下げ、一般社団法人への移行認可申請を行うこととなった。

（2） 投信総合検索システムの開発

投信総合検索システムは、交付目論見書や基準価額データを集約し、ファンドの商品分類等、様々な検索条件を指定して、検索結果を分かりやすく表示、比較することを可能とし、投資者の主体的な投資判断に資する情報提供を目的に開発するシステムである。

平成 22 年 5 月から、政策委員会の下「投資信託の制度に関する専門委員会」の作業部会として、「投信総合検索システムに係るワーキング」を設置し、検討を重ね、システム開発要綱（案）をとりまとめた。この要綱案は、平成 23 年 5 月 19 日に開催した理事会で了承された。

なお、システム開発の参考とするため、システム開発要綱の概要に関する一般向け意見募集手続きを 6 月 27 日から 7 月 5 日までの期間に実施した。

開発業者については、第一次選考及び第二次選考（本選考）を経て、提案内容や開発能力、開発体制面等を総合的に勘案した上で、9 月 15 日に開催し

た理事会で決定した。

その後、開発業者と開発委託契約を締結し、平成 24 年 5 月中の稼動に向け、本格的な開発に着手した。

(3) 「金融・資本市場統計整備懇談会」への対応

今後の金融・資本市場統計情報の整備のあり方について、幅広い検討を行うため、日本証券業協会では平成 21 年 6 月に「金融・資本市場統計整備懇談会」を設置し、証券関係機関が提供する各種の統計情報について一元的に利用できる環境を整備するなど、統計情報の整備・充実についての検討を開始したことから、当協会も同懇談会及びその下に設置されたワーキング・グループに参加した。同懇談会は、今後取り組むべき課題や具体的方策について、平成 23 年 6 月 8 日、報告書（「金融・資本市場統計の整備に向けて」）をとりまとめた。

報告書の骨子は以下のとおりである。

1. 基本的方向性

日本証券経済研究所が開設する「証券統計ポータルサイト」からのダイレクトリンクによってワンストップサービスを推進する。

2. ダイレクトリンクの整備の進め方

- ① 「証券統計ポータルサイト」に掲載された「金融資本市場統計一覧」から、各機関の統計情報ページにアクセスできるよう、平成 23 年 4 月 1 日よりリンクを設定した。
- ② 「証券統計ポータルサイト」からアクセスした、各機関の統計情報が横断的に利用できるよう、平成 24 年上期を目標時期として、各機関は、主要な統計等を標準化対象統計として選定し、これらの統計について、ファイル形式、年号表記、掲載期間等、統一的な仕様に準拠して統計整備を進める。

（統一的な仕様）

- ・ファイル形式は Excel 形式または CSV 形式
- ・年号表記は西暦表記もしくは西暦・和暦の併記
- ・紙媒体で存在する統計情報の電子データ化
- ・掲載期間は月次・年次データについて過去 10 年間の時系列データを掲載
- ・統計の説明、用語、数値等の定義等についての解説資料の提供
- ・英語版統計データの掲載 等

当協会では、以上の内容を踏まえつつ、月刊「投資信託」を平成 23 年 12 月をもって休刊することとしたこと等から、これらに掲載していた統計情報を一般ホームページ内の統計ページへの掲載に切り替えるとともに、統計情報の整備・充実と利便性向上を図り、多様な利用者（会員会社・投資家・市場関係者・研究者等）の方々に広く有効活用していただくことを目的として、平成 23 年 12 月 22 日より統計ページのリニューアルを実施した。

リニューアルの内容は以下のとおりである。

1. コンテンツの拡充
外貨建純資産総額の通貨別時系列データ等約 15 種類の統計を追加掲載
2. 提供方法の改善
従来 PDF 形式で掲載していた統計データについて、原則 Excel 等による掲載に変更
3. 統計データの単位変更
統計の金額表示単位を月刊誌の単位にあわせ、従来の「億円」から「百万円」に変更
4. 統計ページサイト構成の見直し
統計情報を整理・統合し、直近データと時系列データを明確に分けて掲載する等、統計ページの構成を見直し、シンプルなサイトに改善

(4) 投資信託に関するアンケート調査報告書の公表

当協会では、投資信託の保有状況や購入意向などを把握し、金融商品の中での投資信託の位置づけを把握するため、毎年、「投資信託に関するアンケート調査」を実施している。

今年は首都圏及び阪神圏に居住する方を対象に、7 月中旬から 8 月上旬にかけて 1509 人（首都圏 900 サンプル、阪神圏 609 サンプル）に対しアンケート調査を実施した。

結果概要は以下の通り。なお、全文は下記アドレスから閲覧することができる。<http://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2011/>

■調査の概要

調査方法：調査員による訪問留置、訪問回収

抽出方法：エリアクォータサンプリング＋割当法

■結果概要

- ・投資信託の認知状況は、「よく知っている」が 13.8%、「言葉だけは知っている」が 78.7%、「言葉も知らなかった」が 7.4%であり、投資信託と

いう「言葉だけは知っている」人が大多数を占めている。

- ・投資信託の保有率は9.4%、保有経験率は6.6%。年代が上がるにつれて保有率、保有経験率ともに高くなり、70歳以上の保有率は17.7%にのぼる。

<以下、現在保有層・保有経験層の回答>

- ・投資信託が他の金融商品と比較して優れていると感じる点は、「定期的に分配金が受け取れる」(43.6%)、「専門知識がなくても投資ができる」(40.2%)が特に高く、「比較的高い利回りが期待できる」(33.6%)、「少額でも株式投資の面白味がある」(29.0%)、「少額でも分散投資ができる」(28.2%)、「購入手続きが簡単である」(26.6%)と続く。
- ・「分配金」についての特徴の認知状況は、「運用成績によって変動する」(82.2%)が最も高い。「成績不良時には支払われない場合がある」(58.5%)や「決算ごとに支払われる」(46.9%)についてもほぼ半数が認知しているが、「支払われた額だけ基準価額が下がる」は17.4%にとどまる。
- ・運用報告書の閲読経験は、「全部読んだ」は2.5%と少ないが、「必要と思われる項目を読んだ」(50.6%)をあわせた“閲読経験率”は53.1%と半数ほど。閲読未経験者の未読理由は、「内容が多すぎて読む気にならなかった」(50.9%)が特に高く、「難しそうだったので」(22.7%)、「特に興味もなかった」(20.9%)が続く。

(5) 当協会における質問・苦情相談内容の公表

平成23年1月から12月に当協会等が受付けた苦情・相談等の状況は以下のとおりである。

① 投資信託に関するもの

イ. 質問相談関係

- ・当協会が受付けた件数 84件
- ・FINMACが受付けた件数 20件

(主な内容)

ファンドの基準価額に関する情報の入手方法、購入や解約の制度等に関するもの等、購入や換金に関する質問が多数となっている。

ロ. 苦情関係

- ・当協会が受付けた件数 3件
- ・FINMACが受付けた件数 4件

(主な内容)

購入手続きに関するもの、リスク開示に関するもの等

ハ あっせん

- ・当協会が受付けた件数 0 件
- ・FINMAC が受付けた件数 0 件

② 個人情報に関するもの

平成 23 年 1 月～12 月までにおける会員の個人情報の取扱いに対する一般投資家からの質問相談及び苦情の実績は皆無であった。

(6) 東日本大震災に係る対応

① 義援金の拠出

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」により、日本経済団体連合会では、企業会員に被災者支援を呼び掛けていたことから、当協会においても、3 月 17 日に開催した理事会において、被災者の救援や被災地の一日も早い復興を願って支援を行うこととし、義援金を拠出することを決定し、4 月 15 日に 700 万円を拠出した。

② 節電対策への取組み

イ. 4 月 18 日、金融庁から当協会に対し、「東日本大震災の影響により、この夏は、東京電力・東北電力管内の電力供給不足が見込まれるため、投信業界における節電対策をとりまとめ、4 月 25 日までに提出すること。」の要請があったことを踏まえ、「投信業界における節電対策について」をとりまとめ、4 月 21 日開催の理事会で決定した。

節電対策の概要は、以下のとおりである。

1. 最大使用電力の削減目標

(1) 個々の会員において、最大使用電力の 15% (注) の削減を行う。

(2) 上記目標が達成困難な会員は、グループ等で合算して、最大使用電力の 15% (注) の削減を行う。

2. 上記目標を達成するための方策

(1) 投信業界が横断的に取り組む対策

① 節電の徹底・強化として、空調の設定温度の引き上げ、エレベーターの間引き運転、照明等の間引き、OA 機器等の使用制限など

② 夏季における長期休暇の取得促進

(2) 個別に取り組むものと考えられる対策

- 研修の開催時期の変更、クールビズの一層の推進等
- (3) その他（協会が取り組む対策）
- ① 夏季における節電対策地域内の会員調査の延期
 - ② 夏季における節電対策地域内のセミナー等の開催の削減
 - ③ 会議等の電力ピーク時開催の抑制

(注) 削減目標については、4月の理事会で「25%の削減」としたが、その後、5月13日、政府の「電力需給緊急対策本部」において、節電目標が「最大使用電力の15%削減」とされたことから、5月19日開催の理事会において、「25%の削減」を「15%の削減」に改めた。

ロ．当協会では、5月20日、「投信業界における節電対策について」を一般ホームページに掲載するとともに、正会員宛てに通知した。さらに、同日、当協会から正会員宛てに、「今夏の節電行動計画の策定等について」を要請した。

ハ．9月2日、金融庁から当協会に対し、「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和等について」、傘下会員への周知要請があったことから、同日付で、正会員宛てに通知した。

〔6〕平成23年各種説明会及び研修会の開催状況

当協会では、会員会社向けに下記説明会及び研修会を開催した。

<p>◆個人情報取扱いに関する研修会 開催日：平成23年2月25日 講師：金融庁総務企画局 企画課調査室専門官 テーマ：金融分野における個人情報保護制度</p>
<p>◆店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則に関する説明会 開催日：平成23年3月3日 説明者：大和証券投資信託委託株式会社 研究開発部長 松下敦司氏 (金融・資本市場に係る制度整備への対応に関する専門委員会委員長) ：投資信託協会 事務局 テーマ：「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の制定について</p>
<p>◆正会員向けコンプライアンス研修会 開催日：平成23年10月31日 (Ⅰ部) 講師：金融庁証券取引等監視委員会事務局 証券検査課課長 外崎 亮氏 テーマ：証券検査を巡る最近の動向について (Ⅱ部) 講師：投資信託協会 事務局 テーマ：平成22年度会員調査結果について</p>
<p>◆証券投資信託委託会社向け業務研修会 開催日：平成23年11月29日 講師：金融庁監督局 証券課資産運用室 課長補佐 テーマ：証券投資信託委託会社が留意すべき事項等について</p>
<p>◆投資法人資産運用会社向け業務研修会 開催日：平成23年12月2日 講師：金融庁監督局 証券課資産運用室 課長補佐 テーマ：投資法人の運営において資産運用会社が留意すべき事項等について</p>